

議案第 1 1 1 号

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正
について

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年前橋市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に、「第 1 6 条」を「第 1 6 条第 1 項」に改める。

第 6 条本文中「第 7 条第 1 項」を「次条第 1 項」に、「まで」を「まで並びに附則第 3 項」に、「、幼稚園又は認定こども園」を「（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。））」に改め、同条第 2 号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B

型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。